

—— 「3000円×100人」キャンペーン ——

6月30日 新寄付税制スタート

認定NPO法人が
寄付を集めやすく
なりました。



「3000円×100人」ルールで
皆さんの団体も認定をとりましょう！

認定とろう！委員会

新寄付税制で！

認定NPO法人が

1. 寄付を集めやすくなりました。

(2011年1月1日以降の寄付分～)

個人が認定NPO法人へ寄付をした場合…

所得税(国税) ⇒ 寄付金控除が受けられます。

住民税(地方税) ⇒ 地方自治体が条例で指定した認定NPO法人への寄付は
寄付金控除が受けられます。

<新ルール ①>

最大50% 税額控除 = 減税

(従来方式との選択制)

所得税に税額控除方式(所得に関わらず原則的に減税額が同じ)が導入されました。
控除割合は、寄付金の40%(住民税10%と合わせて最大50%)

⇒ (寄付金額－2,000円)×40%を所得税額から差し引くことができます。

所得金額に関係なく

- ・ 1万円の寄付で3,200円減税！
- ・ 10万円の寄付で39,200円減税！

新寄付税制のおかげで、
自分の応援したいNPOに
今までよりたくさん
寄付できるんだね。



<従来方式>

所得税の寄付金控除は所得控除方式(所得が少ないと効果が薄い)

例えば、同じ1万円を寄付しても…

- ・ 所得300万円の場合 → 800円減税
- ・ 所得2000万円の場合 → 3,200円減税

がんばって1万円寄付して
確定申告までしたのに
たった800円しか
減税されないのか…



国税庁からの

2. 認定が取りやすくなりました。

(2011年6月30日以降の申請分～)

パブリック・サポート・テスト (PST) とは
幅広く市民の支持を得ているかどうかのテストです。
これまで認定NPO法人になるための最大の関門と言われてきました。

<新ルール ②>

3,000円以上の寄付をしてくれる人が 100人以上であること

(従来方式との選択制)

※ 個人だけでなく、法人や団体でもOKです。見返りのない「賛助会費」なども「寄付」になります。ただし、「正会員費」や役員からの寄付は含まれません。

<従来方式>

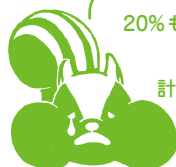
經常収入金額のうち
寄付金等収入金額の占める割合が20%以上であること



わかりやすいし、
頑張れば
集められそうだね！



20%も寄付を集めるのは
大変だなあ。
計算も面倒だなあ…。



<新ルール ③>

来年4月からは

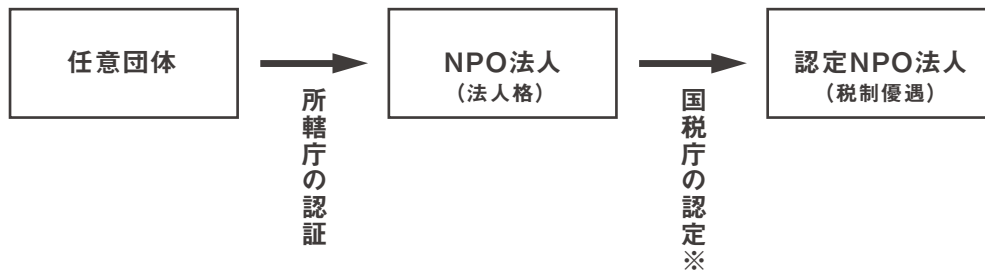
3. 「仮認定制度」も導入されます。

(2012年4月1日以降の申請～)

PSTをクリアしていなくても、他の要件を満たしていれば仮認定を与られます。
(有効期間は3年間。1回に限り適用されます)

	本認定	仮認定
要件	9つの要件をすべて満たしている	PST以外の8つの要件を満たしている
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
申請可能な法人	すべてのNPO法人 (ただし設立後1年を超える期間を経過)	すべてのNPO法人 ※2015年3月までの経過措置 (ただし設立後1年を超える期間を経過)

認定NPO法人制度とは？



NPO法人のうち、一定の要件を満たしていると国税庁長官が認めた法人に対して様々な税金の優遇を与えて、NPO法人の活動を税制面で応援する制度です。

※ 2012年4月からは **所轄庁(都道府県・政令市)** が **認定も行う** ようになります。

■ 認定NPO法人になるための要件 (5～6 ページに詳細を明記)

- ① PSTをクリアしていること。★
- ② 活動のメインが共益的な活動でないこと。
- ③ 組織運営等が適正であること。
- ④ 事業活動について一定の要件を満たしていること。
- ⑤ 情報公開が適正であること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反等がないこと。
- ⑧ 所轄庁から証明書の交付を受けていること。
- ⑨ 設立後1年を超えていること。

▶ <新ルール②>

2011年6月30日～
3,000円以上の寄付者が
100人以上いる場合でもOK

▶ <新ルール③>

2012年4月1日～
PSTを満たしていなくても
仮認定を与える

認定をとって寄付が増えました！
信頼も高まり、企業や行政との協働も
広がりました。 (認定NPOの声)



■ 認定NPO法人が受けられる税制上の優遇措置

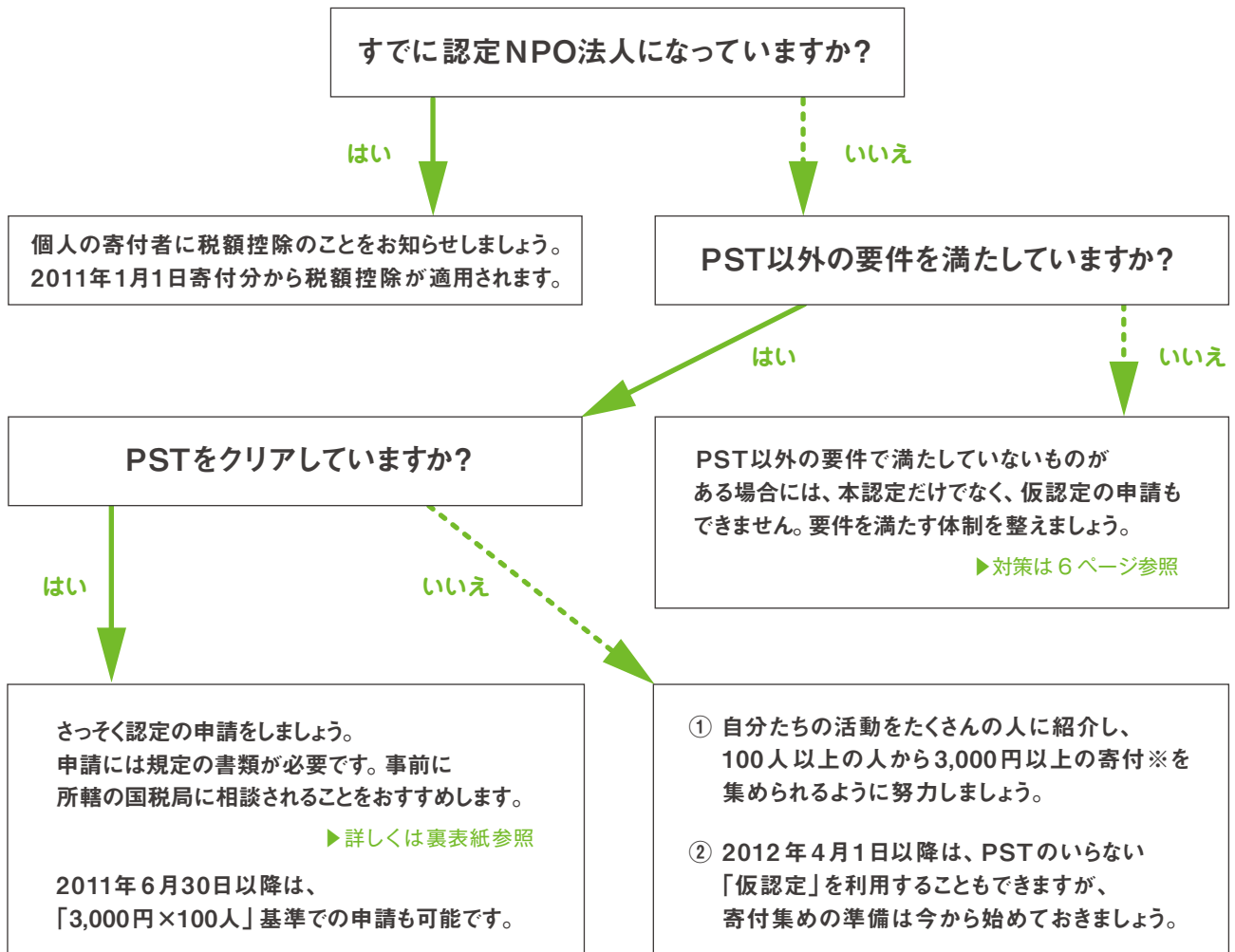
認定NPO法人に寄付をすると…

- ・ 個人は、寄付金控除を受けられます。★
- ・ 法人は、損金算入限度額の枠が拡大されます。
- ・ 相続人は、寄付をした相続財産が非課税になります。
- ・ 認定NPO法人自身は、みなし寄付金制度を利用できます。

▶ <新ルール①>

2011年1月1日以降の寄付分～
所得税に税額控除方式の導入

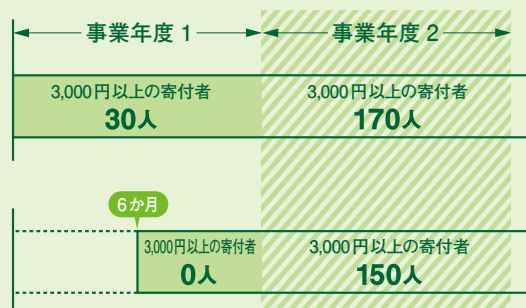
認定NPO法人になるには？



※ PSTという「寄付」とは…「賛助会費」や「サポーター会費」等の名目であっても、実質的に判断して明らかな贈与（対価性が認められないもの）は、これに含まれます。ただし、正会員の会費は含まれません。

■「3,000円×100人」基準について

新ルール「3,000円×100人」は「年3,000円以上の寄付者が、“年平均”100人以上」で適用されますので、次のようなケースでもPSTをクリアすることができます。



【ケース①】

2年度目にたくさん寄付者が集まったケース

$$\rightarrow (30人 + 170人) \div 2 = 100人 \text{ クリア!}$$

【ケース②】

設立して間もないケース（例：1年度目を6か月経過した時点で設立した場合）

$$\rightarrow (0人 + 150人) \times 12 \div 18 = 100人 \text{ クリア!}$$

認定NPO法人の要件チェックポイント

認定NPO法人になるためには、実績判定期間（直前の2事業年度）において、次の①～⑨をすべて満たしている必要があります。

① PSTをクリアしていること。

次のいずれかを満たしています。

- ☐ 経常収入金額に占める寄付金の割合が20%以上です。
- ☐ 各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が年平均100人以上です。
- ☐ 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けています。

② 活動のメインが共益的な活動でないこと。

次の活動の合計が50%未満です。

- ☐ 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- ☐ 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動
- ☐ 特定の人物の著作物に関する普及啓発等の活動
- ☐ 特定の者の意に反した活動

③ 組織運営等が適正であること。

- ☐ 役員の総数のうち特定の役員及びその親族関係者の占める割合が1/3以下です。
- ☐ 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員が占める割合が1/3以下です。
- ☐ 公認会計士の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存しています。
- ☐ 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載はありません。

④ 事業活動について一定の要件を満たしていること。

- ☐ 宗教活動及び政治活動を行っていません。
- ☐ 役員や社員、寄付者に特別の利益を与えていません。
- ☐ 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄付を行っていません。
- ☐ 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費／事業費の総額】の割合が80%以上です。
- ☐ 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄付金の総額】の割合が70%以上です。
- ☐ 助成金の支給を行った場合又は200万円超の海外送金を行う場合に事前または事後にその内容を記載した書類の提出が必要となることを理解しています。

⑤ 情報公開が適正であること。

- ☐ 認定申請書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、応じることができます。

⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

- ☐ 事業報告書、役員名簿、定款等を所轄庁に提出しています。

⑦ 法令違反等がないこと。

- ☐ 法令に違反する事実はありません。
(例：法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付している)
- ☐ 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はありません。
- ☐ その他にも、公益に反する事実はありません。

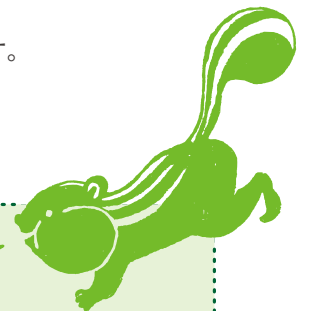
⑧ 所轄庁から証明書の交付を受けていること。

- ☐ 所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けています。

⑨ 設立から1年を超えていること。

- ☐ 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間を経過しています。

結構ひっかかる
団体が多いので、
要チェックです。



■ PST以外でしばしば問題になる要件

- ② 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動の合計が50%未満
Q. その法人のサービスを受ける人が特定の人たちに限定されている場合は？
→ (対応策) 誰でもその法人のサービスを受けられるようにしましょう。(例：ホームページに案内掲載)
- ③ 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員が占める割合が1/3以下
Q. そのNPO法人の役員の中に、他の団体の役員を兼任している人が1/3を超えている場合は？
→ (対応策) 総会で役員を増員するなどして、1/3以下になるようにしましょう。
- ④ 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄付金の総額】の割合が70%以上
Q. 多額の寄付があったなどの理由で、寄付金の7割以上を特定非営利活動の事業費に使っていない場合は？
→ (対応策) 70%基準を意識して、事業費を使うようにしましょう。
- ⑥ 法令に違反する事実はありません
Q. 法人税の収益事業として申告をすべきであるにもかかわらず、申告をしていない場合は？
→ (対応策) 税務署に「収益事業開始届出書」を提出したうえで申告しましょう。

さあ、さっそく皆さんの団体も認定をとりましょう。

認定取得に向けた3ステップ

1ステップ

① 詳しい情報を入手！

まずは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「認定NPO法人制度」コーナーをチェックしましょう。認定申請の必須アイテム「認定NPO法人制度の手引」をはじめ、「申請に当たっての事前チェックシート」などが掲載されています。冊子体の手引はお近くの税務署にて無料でもらえます。

※所轄庁ほか各地のNPO支援センターなどでは、認定取得に関するセミナーや相談も実施されています。ぜひ、活用して下さい。

2ステップ

② 国税局に事前相談！

認定要件を確認して、クリアできそうなら、国税局に事前相談に行きましょう。国税局は全国に12か所あり、皆さんの団体所在地によって管轄が決まります。スムーズな審査・認定のためにも、事前相談を強くお勧めします。事前予約すれば、各都道府県の県庁所在地税務署で出張相談にも応じてくれます。

📍 国税局の相談窓口

● 北海道	札幌国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	011-231-5011
● 青森/岩手/宮城/秋田/山形/福島	仙台国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	022-263-1111
● 茨城/栃木/群馬/埼玉/新潟/長野	関東信越国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	048-600-3111
● 千葉/東京/神奈川/山梨	東京国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	03-3216-6811
● 富山/石川/福井	金沢国税局	課税部 法人課税課審査企画係	076-231-2131
● 岐阜/静岡/愛知/三重	名古屋国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	052-951-3511
● 滋賀/京都/大阪/兵庫/奈良/和歌山	大阪国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	06-6941-5331
● 鳥取/島根/岡山/広島/山口	広島国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	082-221-9211
● 徳島/香川/愛媛/高知	高松国税局	課税部 法人課税課審査企画係	087-831-3111
● 福岡/佐賀/長崎	福岡国税局	課税第二部 法人課税課審査企画係	092-411-0031
● 熊本/大分/宮崎/鹿児島	熊本国税局	課税部 法人課税課審査企画係	096-354-6171
● 沖縄	沖縄国税事務所	法人課税課審査企画係	098-867-3601

3ステップ

③ 申請書類を提出！

いよいよ申請書類の準備です。「寄付者名簿」などを作成し、全て揃ったら所管の税務署に提出します。

その後、国税局職員による実地調査があります。問題がなければ(早い場合)2~3ヶ月で認定NPO法人に！

本パンフレットは、シーズを支えてくださる皆様方の温かいご支援により発行させていただくこととなりました。
この場をお借りして、会員・寄付者の皆様へ御礼申し上げます。

発行者：認定とろう！委員会 事務局

※「認定とろう！委員会」は、新寄付税制を活用したいNPO法人等によるネットワークです。

特定非営利活動法人(NPO法人)シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

〒102-0075 東京都千代田区三番町24-25 三番町TYプラザ3F

TEL: 03-3221-7151 / FAX: 03-3221-7152 / E-mail: npoweb@abelia.ocn.ne.jp

<http://www.npoweb.jp/>  @NPOWEB.

デザイン ヒノモトデザイン / イラストレーション 佐藤 真喜子

